

平成31年4月

美里町教育委員会臨時会議事録

平成31年4月教育委員会臨時会

日 時 平成31年4月19日（金曜日）

午前9時03分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎206会議室

出席者 教育委員（3名）

教 育 長 大 友 義 孝

1 番 教育長職務代理者 後 藤 眞 琴

3 番 委 員 留 守 広 行

4 番 委 員 千 葉 菜穂美

欠 席 者 教育委員（1名）

2 番 委 員 成 澤 明 子

説 明 員 教育委員会事務局

教育次長 佐々木 信 幸

教育総務課長兼
学校教育環境整備室長 佐 藤 功太郎

課長補佐兼総務係長 藤 崎 浩 司

文化財係長 岩 淵 竜 也

傍 聴 者 3人

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 審議

第 2 議案第19号 美里町文化財保護活用基本方針（案）について

第 3 議案第20号 美里町郷土資料館運営基本方針（案）について

- ・ 協議

第 4 美里町学校再編について（継続協議）

- ・ その他

本日の会議に付した事件

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 審議

第 2 議案第 19号 美里町文化財保護活用基本方針（案）について

第 3 議案第 20号 美里町郷土資料館運営基本方針（案）について

- ・ 協議

第 4 美里町学校再編について（継続協議）

- ・ その他

午前9時03分 開会

○教育長（大友義孝） 皆さん、おはようございます。

今日は、臨時会ということでお集まりをいただきました。大変ありがとうございます。

先日、15日に臨時会を開催させていただくようお願い申し上げまして、お集まりをいただきましたが、地教行法の規定での扱いをめぐるまして流会ということにさせていただきましたが、いろいろと逐条解説、それから法律担当の見解等もあるんですが、逐条解説の地教行法の14条3項に教育委員会の開催のことについて規定してございます。その部分につきまして「教育長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない」という文言がございまして、この解釈、改正前のことを申し上げれば、「教育長」というところが「委員長及び」だったんですね。それを「教育長」に直しているということでございました。

それを逐条解説、2枚目の資料の中の右のページのアンダーラインの部分でございまして。「会議は、教育長が出席し、教育長と在任委員の合計の過半数が出席しなければ会議を開き」云々とありますが、教育長と在任委員の合計の過半数ということで規定されているようでございまして、この扱いをめぐる、私どもも初めてのケースだったわけですが、教育長は委員でないという部分の前提定義がありまして、この部分の解釈を考えたときに、いろいろ検討事項はあるようでございまして、改めて逐条解説にこういうふうに記載されているということでございまして、簡単に言えば、5人いる委員さんの中で3名いれば過半数になりますから、それで成立ということになるという解釈のようでございまして。

したがって、前回流会ということにさせていただきましたことに、おわびを申し上げたいと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、昨日、姉妹都市でありますウイノナ市から中学生が15名、高校生が10名、大人の方が10名来町されました。皆さん元気で到着なされて、今日は朝から世界遺産の中尊寺のほうに、今日、明日出向かれるということで、昨日は南郷中学校で、いろいろな学校訪問を通して子供たちと接してございます。今日も、子供たちはホームステイするわけでございまして、ホストと夕食会などを通していくということでございまして。

そういったことで、もう交流事業が本格的にスタートしているということでもございまして、また、委員の皆様方には入学式に出席をいただきましたが、それ以降、もう子供たちも元気に登下校しているようでございまして、私も朝に、いろいろ回って見ていました。そうしたところ、やはりわかるんですね、小学校1年生は誰かというのが。ランドセルを背負って堂々と歩いているのが2年生以上、1年生は後ろむきに歩いています。それで大体感じがつかめます。

でも、それが3学期の後半になるころには、もう堂々と歩いている様子に変わってくると思っています。

さらに、中学生は学校の運動着を着て下校しておるようでごさいます、制服を着ている方もいらっしゃるんですが、きちんと新しいヘルメットをかぶって下校されている。あの時間帯を見ますと、部活動も一生懸命やっているんだらうなと思っております。

さらに、4月下旬から大型連休が、このたびは連続して10日間ということでございまして、学校長を通して、子供たちの安全確保、それから注意事項等々を指示させていただいてるところでもございまして。

そういったことで、町と教育委員会といたしましても、非常時、保護者から学校への連絡、学校から教育委員会への連絡、こちらもう一度緊急連絡網の体制整備をしっかりと伝達をしていきたいと思っております。

今日は、臨時会ということでございまして。どうぞ委員の皆様、ご審議をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまから平成31年4月教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員は、教育長、在任委員のうち4名出席をしております。成澤委員から、今日は事情があって欠席する旨の連絡をいただいております。

したがって、委員会は成立いたしております。

なお、説明員としまして教育次長、それから教育総務課長、教育総務課課長補佐、後ほど文化財係長が入室させていただくこととなりますので、ご了解いただきたいと思います。

それでは、ただいまより開会をいたしますが、この議事日程に従いまして進めさせていただきます。

日程 第1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） まず日程第1、議事録署名委員の指名であります。今回の署名委員さんにつきましては、1番後藤委員さん、それから3番留守委員さんをお願いしたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

審議

日程 第2 議案第19号 美里町文化財保護活用基本方針（案）について

○教育長（大友義孝） それでは、審議事項に入ります。日程第2、議案第19号 美里町文化財保護活用基本方針（案）について行います。

まず、事務局から説明をお願い申し上げたいと思います。

○教育次長（佐々木信幸） それでは、座って説明をさせていただきます。

お手元に今回配付をさせていただきました美里町文化財保護活用基本方針でございます。

12月に文化財保護委員会から答申をいただきまして、その内容につきましては、これまで教育委員会定例会の中で、まず報告をさせていただき、年を越して1月以降ご審議をいただいたのですが、まだ正式には決定まで至っていないというところでございます。

それで、2月の定例会の際に一度お示しした内容についてご指摘を受けまして、3月で一度、大分手を加えて直したのですけれども、その際のご意見で、答申いただいた内容から少し、内容が大きく変わった部分がありまして、体裁とか、それから構成とか。それで、前の答申案に近いほうがいいのではないかというご提案がその際にありましたので、改めて今回は、もともといただいている答申案をベースに、また構成をし直しをいたしまして、それで作成した内容となっております。

それで、今回お手元にお配りしている資料は、その直したものの本文が1つ、それから15日に開催を予定しておりました臨時会の際に、一度議案としての提案をさせていただく予定でしたので、資料をお配りしておりましたが、その際に、委員の方々からの修正案、それから文化財係からの一部修正の申し出などもございまして、それを直して、今回改めて議案として出させていただいておりますので、15日予定の資料と、本日の資料とでは若干差がございます。それで、附属資料ということで、修正前と修正後ということで、わかりやすいように右ページ、左ページに分けまして今回おつくりをした資料でございます。

左側が修正前、15日提案予定だった内容で、右ページが修正後、今回議案として提出させていただいている内容となっております。違いのある部分につきましては網がけ、ちょっと薄くてわかりにくいかもしれませんが、網がけをさせていただきまして、今回、修正した部分をお示ししているところでございます。

それで、基本方針の内容につきましては、既に事前にお配りさせていただいておりますので、詳しい説明は今回はしないこととしたいのですけれども、もし内容について、ここはもっ

とこういうふうに直したほうがいいのか、ここの字句はちょっとおかしいのではないかという
ようなところがございましたらば、本日、ご指摘をいただきまして、それで修正したもので、
できましたら本日議決をいただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） 以上で説明を終わります。

質疑に入ります。質疑ございませんでしょうか。後藤委員さん。

○委員（後藤眞琴） 指摘でないですけど、前から見たら、段落なんか、いろいろ加えたり変
えたりして、かなり理解しやすくなっているの、随分よくなったと思っております。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

そのほか、内容については、既に1月以降いろいろとお目通しをいただいているところだと
は思っておりますが、大きく内容の部分で変わったというところは、特にはないですね。先ほ
ど次長説明のように、体裁とかそういった部分の修正作業を行ったということのようでござい
ます。

そのほかございませんか。留守委員さん、千葉委員さん、よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） それでは、質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論はございますか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 討論なしということでございます。

それでは、討論を終結させていただきます。採決に入ります。

議案第19号 美里町文化財保護活用基本方針（案）について、原案のとおり承認したいと
思いますが、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。挙手全員でございます。

したがって、議案第19号 美里町文化財保護活用基本方針（案）については可決され
ました。ありがとうございます。

日程第 3 議案第20号 美里町郷土資料館運営基本方針（案）について

○委員長（大友義孝） 続きまして、日程第3、議案第20号 美里町郷土資料館運営基本方針

(案)について、ただいまより審議を行います。

まず事務局のほうから説明をお願いいたします。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 本日2つ目の基本方針（案）となります。

美里町郷土資料館の基本方針です。

これにつきましても、先ほどの文化財保護活用基本方針と同じく、12月に文化財保護委員会から答申をいただきました。その後、定例会の中で何度かご審議をいただいた内容でございます。

これにつきましても、3月の定例会の中でご指摘を受けた内容を反映させるために、答申案に基づいた内容ということで、少し調整をいたしました。やはり文章の構成とか、体裁など、若干ですから3月にお示しした内容よりは、もとの答申案に近い内容になっていると思います。

それから、大きく違う点は表題ですね。郷土資料館、前は基本方針となっておりますが、今回は美里町郷土資料館「運営」という文字を加えまして、基本方針というふうにさせていただいているところでございます。

内容につきましては、先ほど申し上げたとおりで、答申案に基づいた内容に近いものとなっておりますが、例えば中にある項目のタイトルとか、あるいは体裁などを少し直しまして、読みやすくした内容となっております。

これも先ほどの文化財保護活用基本方針と同じように、一度15日の臨時会に提案させていただいたところだったんですが、その際に、若干の修正を委員のほうからいただきまして、それを手を加えた形で、今回修正案ということで提案をさせていただいております。

これは、15日提案予定だった内容と、本日も提案させていただいた内容で若干の修正がございましたので、附属資料ということで、修正前左ページ、修正後右ページということで、修正部分に網がけをしたものを今回お配りさせていただいております。

内容につきましては、既に何度かご審議いただいている内容ですし、資料も事前にお目通しいただいておりますので、こちらにつきましても、もし字句でここを変えたほうがいいとか、あるいはもし疑問点などがありましたら、そこに手を加えた形で今回議決賜りたいと思っております。

なお、郷土資料館につきましては、今月の後半、来週中に常時開館できるような、今、準備を進めているところでございますので、できれば本日、議決をいただきたいなと思っております。どうぞご審議のほう、よろしくをお願いいたします。

○委員長（大友義孝） 以上で説明を終わります。

まず質疑に入る前に、4ページ目は4番の運営施策の具体的な必要事項ということで載せさせていただきました。こちらについては、諮問いたしました文化財保護委員会のほうから答申をいただいたとおりでございます。このような施設での運営が望ましいということで答申をいただいたものであります。

今後、教育委員会といたしましても、これはあくまで教育委員会の基本方針でございますので、こういった部分に向けて、これから取り組んでいかなければならないという意思表示でございます。

既に委員の皆様方、お目通しいただいていると思いますが、ただいまから質疑に入りたいと思います。質疑ございませんでしょうか。

特によろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○委員長（大友義孝） それでは、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 討論なしということのようでございます。

討論を終結し、採決に入らせていただきます。

それでは、議案第20号 美里町郷土資料館運営基本方針（案）について、原案のとおり承認したいと思いますけれども、委員の皆様方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。挙手全員でございますので、議案第20号 美里町郷土資料館運営基本方針（案）については、原案のとおり可決されました。ありがとうございました。

ちょっと休憩に入ります。

休憩 午前9時23分

再開 午前9時25分

○教育長（大友義孝） 休憩を解きます。

それでは、ただいまから協議事項に入ります。

日程第 4 美里町学校再編について（継続協議）

○教育長（大友義孝） 日程第4、美里町学校再編について、これはずっと継続審議をさせていただいて、協議をさせていただいているところがございますが、今日は、教育委員会のほうに、1つは請願と、それから照会ということで頂戴している資料がございます。

それから、これまで意見交換会を通してきた中で、アンケートを教育委員会のほうに頂戴してきたものがございます。こちらについての部分について、これから協議をさせていただきたいと思いますが、まず事務局のほうから、本日の会議についての内容について説明をお願い申し上げます。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 委員の皆様、大変お疲れさまでございます。

それでは、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

恐縮ですが、座って説明をさせていただきたいと思います。

先ほど、教育長のほうからお話ございましたけれども、本日は大きく分けて2点ということになります。

まず1点目が、まちづくり会議から提出された請願及び照会の文書、これについてということでございます。

まず、事前にお配りしているのが、決裁後の美里町学校再編ビジョンの見直しについて請願と、これは教育委員会宛てに出されているものと、あとは美里町学校再編ビジョンについて照会ということで、この2つがセットで出されているというところがございます。

それと、本日お手元にお配りしているものがございまして、1つがA4の1枚物で、表と裏に印刷がされているものでございまして、平成31年4月8日付まちづくり会議からの請願書の内容についてというものでございます。

これにつきましては、平成31年4月16日に、まちづくり会議の佐藤副代表においでいただきまして、請願、照会の内容について、その趣旨についてご説明をいただいております。ということでございまして、それを私のほうで内容を箇条書きに整理したというようなものでございます。

それともう一つが、その際に佐藤副代表のほうからいただきました参考資料、平成24年第4回定例会ということで、美里町学校教育環境審議会条例、これを議会に提案したという内容の会議録でございますけれども、これを表紙といたしまして、両面にコピーしてございますけれども、お持ちいただいた資料というか、提供いただいた資料を今回お出ししているというところでございます。

今日お配りしたので、お目を通していただく時間も必要なのかなと考えておりますが、内容につきまして、お話ししますと、美里町学校再編ビジョンの見直しを求めるといふようなところでございまして、詳しくは、無効だと考える理由というところをお読みいただいて、内容につきましては、ある程度ご理解いただけるのではないかというようなところでございます。

照会の文書につきましては、この請願を補足するというか、セットになった文書ということでございまして、これの中には、回答期日というものが定められてございます。4月22日ということでございますが、ご審議いただいた上で、取り扱いの仕方をしっかりと決めて、どういふ形でご回答していくかというところを含めてご協議いただければと思っております。

まず、私のほうで整理させていただいた文書をご確認いただいた後に、お進みいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず1点目については以上ということで、あと2点目につきましては、その後に再度ご説明をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） ただいま説明を頂戴いたしました。

それでは、大きく2点目のアンケートの部分については、もう少し後にするというので、本日、いただきました資料の部分、こちらの部分に関しまして、目通しする時間も必要だということでございますので、これより暫時休憩をとらせていただきまして、お目通しいただきたいと思いますが、よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○委員長（大友義孝） では、10分間ぐらいでいいですか。10分間ぐらい休憩をとらせていただきます。休憩に入ります。

休憩 午前9時29分

再開 午前9時52分

○教育長（大友義孝） 大変申しわけございません。休憩をちょっと延長させていただきました。

では、休憩を解きまして審議に戻ります。

ただいまの出席、教育長を含め4名でございますので、会議は成立いたしております。

協議事項、今現在、再編についての協議でございますが、いろいろと確認のために休憩を挟みました。

2つ、請願とそれから照会ということですが、まず請願の部分から、いろいろと協議をいただければというふうでございます。

まず、請願の部分に関してでございますが、これは再編ビジョンについて、見直してくださいという請願の趣旨でございます。

理由については、いただいた請願書のとおりでございますが、この請願という部分について、改めてひもといってみますと、憲法16条に規定しているものということでございます。

その中で、美里町教育委員会の会議規則につきましては、現在、請願の取り扱いについての会議規則がございません。これまでつくるべきものであったという認識を持つわけでございますが、やはり調べてみますと、宮城県内でも教育委員会全てに請願の取り扱いがあるわけではございません。したがって、この請願の取り扱い、陳情の取り扱いにつきましては、今後、教育委員会の中で審議していかなければならないと思っております。

そういうことで、まず準じるものというふうな扱いで今回は行っていかなければならないのかなと考えるものがございますが、町には、請願の取り扱い、それから議会にも請願の取り扱いがございます。それに準じながら、この請願についての処理をしていきたいと思うんですが、委員の皆様、いかがお考えでしょうか。この取り扱いについて。今現在、教育委員会にはないということでございますので。後藤委員さん。

○委員（後藤真琴） ないので、町の請願に関する条例に準じて扱っていくということでしょうか。

○教育長（大友義孝） どうですか。協議事項ですので、まだ採決は、いずれ必要になるかと思っておりますけれども、協議の段階でございますので、そのような形で準じることしかできないと思うんですね。ですから、そういうふうな扱いでいきたいとは思いますが、請願の部分は重くとめていきたいというふうな考えでいきたいと思っておりますので、お願いいたします。

それと同時に、改めて請願処理の会議規則、陳情の処理規則、そういったものも必要性が今

後もあるということを、やはりきちっとしていかなければならないということでございます。

これも後ほどいろいろと、教育委員会の中で、会議の中でご提案させていただきたいと思っております。

さて、そこで請願の対象となる事項でございますけれども、やはり国・地方公共団体の公権力の行使によって受けた損害の救済とか、公務員の罷免とか、それから法律を初め政令、省令、いろいろな命令とか規則とか、いろいろなものがございます。そういった中で、国・地方公共団体の事務に関する全ての事務が請願の対象に含まれるということでございますので、もっとも、教育委員会に提出されております請願でございますので、教育委員会の事務処理の中での請願であるということは確認したいと思っております。

そこで、まず文書の中身を、いずれ請願に準ずるものからすれば、請願の扱いについて、結論は採択するか、不採択なのか、一部採択なのかということに最後は出てくると思います。そういった中で、議会の部分については、法律の規定によって紹介議員が1名以上必要であるということが規定されております。

その趣旨については、委員の皆様方もお分かりだと思いますが、町が決定する部分でありますから、それを尊重しながら議員が紹介議員となって提出するというものでありまして、その提出者に対して、いろいろな提出する根拠、そういった部分を求められます。ですが、町とか委員会に対してについては、まだそこまで規定していないものですから、それで改めて、先ほど課長のほうから説明がありました。提出者であります、まちづくり会議副代表の佐藤氏から、請願の内容についてお聞きしたいという内容であったということでございますね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）はい。

○教育長（大友義孝）　そこで、まずもって、この請願の中身の部分もちろんでございますが、普通ですと、まちづくり会議という組織、個人ではないと思います。その中で、副代表さんである佐藤さんからいただきました。そういった部分であるということは、事務局、これ受け付けておりますけれど、副代表さん、単純な疑問なんですけれども、何で代表さんではないのという疑問がちょっと出てくるんですが、その辺のところ、何か確認されていますか。

○教育次長（佐々木信幸）　4月8日に佐藤副代表から、この請願、それから照会文書についていただく際に、副代表となっている理由についてお伺いいたしました。

理由は、代表である竹田会長が現在体調不良であるということで、かわって副代表の佐藤氏の名前で出されたということです。

内容につきましては、美里町まちづくり会議全体の考えとして提出しているという話を伺っ

ております。

○教育長（大友義孝） わかりました。確認をしていただいていたということでよろしいですね、そうすると。竹田会長さん、本当に体調不良ということで、体調も心配ですね。そういった中で、副代表さんである佐藤さんが提出されたということでもありますので、佐藤さんが副代表、竹田さんが会長という根拠、これまで何度も目にしておりますけれども、私、一度も規約を目にしたことがないだけけれども、そういった部分とか、どうなんでしょうか。私どもが出すときには、きちっとした規約とかそういったことがあってやるんですが、その辺のところ、何か確認なさいましたか。それと同時に、もう一つは、私いつも思うんですけれども、判子が必要なのか必要ではないのかという部分もあるんですけれども、その部分について、何か事務局のほうで確認してみましたか。

○教育次長（佐々木信幸） では、それも私から。

この文書をいただいた後に、佐藤副代表にお電話でお話をさせていただきました。内容は、1つはこの書類に押印をお願いしたいということ。それから、会の規則ですね、規約等があれば、それをいただきたい。それから、会員の名簿をいただきたいということをお話ししました。

やはり理由としては、まず押印というのは、教育委員会としての規則はございませんけれども、請願に対するですね、町の請願の対応としての規則の中には、押印という文字がありましたので、それに沿ってお願いできないかということをお話いたしました。

あと、副代表ということでの名前のご提出でございましたので、その会の規約、「会長に事故あるときは」というふうな文面が多分あるのかなと思ひまして、そういった内容の確認。それから、会員名簿がなければ、例えば役員名簿でもいいので、代表あるいは副代表というところが確認できればということをお話をさせていただいたところでもございました。

ただ、その結果としましては、押印については、特に今は、この時代ですので必要ないのではないかと。あと国の請願法についても、押印は求められていないというようなお話をされました。

それから、規約あるいは役員、会員名簿等につきましては、これまで町のほうにいろいろとこういった内容で提出をさせていただいているけれども、これまでそういった名簿や規約など提出したことはないというので、お断りをされたという経緯がございます。

○教育長（大友義孝） わかりました。以上のような、単純な疑問ですけれども、そういったことで、一応事務局のほうとしては、確認をさせていただいたということの内容でございますので、ご理解いただけますね。

○委員（後藤真琴） 1つだけ質問です。この規約のことなんですけれど、これ、何か個人情報とかそういう、会の情報とか、まちづくり会議そのものの情報を開示って、それするとまずいものがあるのかなって勝手に解釈。それから会員名簿のほうは、これは個人情報なので、こちらから求められないのではないかと思うんですけれども、ちょっとその辺のところ、規約のほうどうして見せていただけないのか、再確認していただけないでしょうか。

○教育長（大友義孝） 再確認していただくように事務局のほうにお願いいたします。

私は、こうやって一応簡単な、請願を提出されたことは、誰から、そして出されたものかという部分は特定できますから、それについては、別に問題はないと思っておりますし、ただ、個人ではなくて会から出されているという扱いは、しっかりとした、個人であっても会であっても、対応はしなければならないという部分でございますので、その辺のところをもう一回確認してください。

○教育次長（佐々木信幸） 先ほどのお話の補足といいますか、私のほうで最初にお話しした際には、規約と会員名簿ということでお話をさせていただいたんですね。会員名簿につきましては、やはり、先ほど後藤委員のお話にあったとおり、個人情報にかかわることなので出すことはできませんというお話を、そのときいただいております。

それで、役員名簿ではいかがですかということで、ご相談をさせていただいたときに、総会資料とかがあるので出せるかなというお話もあったんですけれども、その後にお電話をいただきまして、その際には、やはりこれまでいろいろな、町とかに出した書類については、そういった書類は今まで出したことがないと。それをなぜ、今、求められるのかというところをお話をされました。

それで、今までそういったことを求めてないようなものを、教育委員会から求められたということになると、会員から教育委員会に対する不信感も出るのではないかというお話もちょっといただきまして、今回は提出されないというお話をいただいております。

○教育長（大友義孝） ということは、何、町で今までくださいと言っていないから、教育委員会が求めたことによって、教育委員会に不信感が募る。そういうことになるんですかね。私にとっては不思議な回答のような気がするけれども。

○委員（後藤真琴） 役員名簿に関しても、個人情報にかかわりますので。

○教育次長（佐々木信幸） 会員名簿に関しては個人情報の問題があるので、それは提出しませんというお話はいただきました。役員名簿ではないです。

○委員（後藤真琴） 役員名簿も個人情報にかかわりますよね。ですから、求めることはできな

いのではないかと思うんですけども。規約のほうは、先ほど申し上げましたので。

○教育長（大友義孝） 規約を求めることが、教育委員会の不信感につながるということですね。

○教育次長（佐々木信幸） これまで町からそういったものは求められたことがないのに、なぜ今回だけ求めるのかということでの疑問が生じますというお話でした。

○教育長（大友義孝） ちょっと理解できないな、私には、それは。

○委員（後藤真琴） 教育委員会に対して、請願というのは今までありましたか。僕、物忘れがひどくなってきたのか。

○教育長（大友義孝） 今まではないですね。

○委員（後藤真琴） ありましたか。

○教育長（大友義孝） ないです。

○委員（後藤真琴） そうすると、今度初めてだからということで、教育委員会としては、規約をお願いしますというふうにしたら。そうすると、回答でそういうことを今まで求められたことがないというのは、町のほうからなんですよ。

○教育次長（佐々木信幸） だと思えますね。

○教育長（大友義孝） では、まずそこを確認しなきゃいけないね、町のほうに、きちんとね。

私のほうでは、さっき言いましたけれども、教育委員会には取り扱い規則とか会議規則がないので、ただしかし、ちゃんと教育委員会という行政機関ですから、きちんとした対応をしなければならぬと感じているから、準じるものに従っていかなければならないということ、さっき申し上げました。

ただ、ないから出さないということではないと思うんですね。法律上、請願をいただいたときに、きちっとその対応を図るということだと思うので、きちんとした回答はしなきゃいけないことに尽きるということで、じゃあ、何に基づいて審査するのかという部分がないということだから、準用するということしか、今はないんだろうと思うわけですね。

ですから、ちょっと中身の部分なんですけれども、単純な疑問というか、そういった部分をしっかりと教育委員会では把握していかなきゃいけないので、町のほうも確認をしていくということにしたいと思います。

それはそれとして、中身の部分です。中身の部分について、請願の趣旨は、ここにありますように、請願のほうですけど「地方自治法に反し」、「反し」と言えば無効だということは当然のことなんですけれども、そう考えるので、ビジョンを見直ししてくださいということなんです。

ね。そういった中身ですが、この地方自治法の扱い、下のほうに無効と考える理由を書いていますので、この辺のところでも事務局のほうで調べられた部分があれば、お話をいただければと思いますし、このことに関して、各委員の皆さんからも、請願の部分はお目通しいただいていたと思いますが、ちょっとその辺のところを出していただければと思うんですが、どうでしょうか、事務局のほうで何かお話しすることはありますか。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　ちょっと確認でございます。佐藤副代表からいただいた資料の中に、まず地方自治法の138条の4、請願の中にもありますけれども、第3項ですね、この規定に基づき、まず美里町学校教育環境審議会、これを附属機関として設置しているというところが、まず1つでございます。

それと、無効だと……。

○教育長（大友義孝）　設置した部分の規定のほうね。審議会の規定ですね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　そうです。条例案として議会に提案をして、それで設置したと、附属機関として設置したというところが、まず1つ、審議会の位置づけというところがございます。

あとは、その次に、地方自治法の資料がございまして、まず1つが、第1条の2というところでもございまして、ここに、ちょっと文字の上に点をつけていただいている部分があるんですけども、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として」と、こういうところがあるというところでもございます。

それと、第2条の中に、次のページになりますけれども、下のほう、14がございまして、丸が書いてあって14がございまして、この中に「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」という部分があるというところですね。

その次に16でございまして、けれども、「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない」と。

そして17に「前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする」というようなところで書いてございます。

それで、この14の部分と関連する部分でもございまして、ちょっと私が箇条書きしたものの中に、6というところがございます。6番目ですね。審議会につきましては、当初10回の開催予定をしておりましたけれども、それを延長して議論をして、延長して13回開催して、9

5万から96万というお話を聞いてございますけれども、それぐらいの費用を使っているというようなところがございます、教育委員会では、お話しでは、答申を踏まえていないというようなところ、無視しているというところがあると。反映させていないということもあり、その部分が答申の議論もされていないというようなところもあるというところもございます、先ほど申し上げた地方自治法第2条第14項の部分に反していると、合致していないというようなところから、最終的には17項の部分で無効であるというようなところなのかなと思っております。

あと、この箇条書きしたものにつきましては、重複する部分もございまして、あと関連性が明確に整理されていないもので、大変恐縮なんですけれども、要素としては、説明いただいたものにつきましては、箇条書きしたものに整理させていただいているというようなところがございます。以上でございます。

○教育長（大友義孝） わかりました。

いろいろな意味で、法律に反していると。だから見直し、無効だと考えるから見直してほしいと、単純に言えばそうですよね。これまで教育委員会の審議を通して、法律に基づいてというのが前提ですから、それに基づいて審議をされてきたというふうに私は考えるものでございますし、13回の審議会を、10回で終わらなかったという部分がありまして13回行ってきて、しっかりとした答申をいただいたと。その答申原案の中には、いろいろな部分を加筆したり、削除したり、そしてまとめたものが答申であったということだと、私は思っております。

そういった中で、答申を頂戴して、それに基づいて意見交換会、開催をしてきて、その上で進める順番を決めて、今日に至るという経過があった。その中には、当然パブリックコメントなんかも通してされてきたということでございますが、答申を尊重、ここがポイントかなと思うんですけれども、答申をいただいて、先ほどの文化財保護の関係もそうなんです、諮問をさせていただきまして、あなた方の考えはどうなんでしょうか、ちょっと考えてみてくださいということで諮問し、そして、こうなんじゃないですかということで答申書をいただいた。最終的に今日のように、教育委員会の会議で議案として決定をするということに尽きる、これがルールということになろうかと思えます。

答申案が出たから、答申案100%、これを考えに沿ってやっていくという部分については、確かに必要かと思えますが、教育委員会としては、それを踏まえ、そして将来に向かってどう考えるかということ議論されて、今日に至るというふうに考えているわけでございます。

そういったことであっても、こういうふうな請願が出されてあるということでございますの

で、その扱いについて、しっかりとした請願についての回答は示していかなければならないな
と思っています。

その中で、どうでしょうか、無効だというふうに言われておりますけれども、委員の皆さん、
どうですか。無効だというふうな、この場で結論づけることはないと思うんですが、請願はち
ゃんと請願、普通ですと請願第何号ということになるんですけれども、その規定がないので議
案として決めるしかないのかなと思っておりますが、今日は協議の段階でございますので、ど
うでしょうか。後藤委員さん。

○委員（後藤真琴） 僕、この請願を読みまして、地方自治法とか請願法とか憲法とか、そうい
うこと、僕なりに調べて、今、特に請願するのは当然のことだろうと思って読みましたら、ま
ちづくり会議の方々の、これまでの僕たちのやってきた審議に対する、審議をした結果の結論
に至る過程、そういうものに対する誤解があるのではないかと。それで、今、教育長さんもお
っしゃいましたように、僕はこの美里町学校教育環境審議会の答申を、教育委員会としまして
は、できるだけ尊重し、審議してきたつもりですし、それから地方自治法の「住民の福祉の増
進を図ることを基本として」、これも踏まえて協議してきまして、ここにあるように、そこに
違反しているとかいうふうには、どうしても解釈できないので、別に再編ビジョンが無効にな
るというふうには考えておりません。

○教育長（大友義孝） どうですか、留守委員さん。

○委員（留守広行） 私も、再編ビジョンをつくり上げるところから委員にさせていただいたん
です。その会議の過程も携わってさせていただきましたが、答申を無視してというのはなかつ
たと、私は思っておりますし、ですので、再編ビジョンの、こういう見直しについて請願を出
されておられますが、私の中では、見直す必要はないと思っております。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

千葉委員さん、いかがですか。

○委員（千葉菜穂美） 私も、26年後半から委員にさせていただきまして、この学校教育環境
審議会の答申に基づいて、これまで進めてきていたと思います。それを全く無視して進めてき
ていたわけではないと思いますので、これを無効とするということは、どういうことなのか、
逆に疑問に思ってしまうぐらいです。私たちは、真剣に、この答申について考えて、考えて、
ここまで何年もかけてきていたのに、何かそういうふうにとられてしまうのは、とても残念だ
なと思いました。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

私も、この請願を見たときに、見直ししてくださいという請願なので、その理由もちょっとここに書いてあって、今日、課長のほうから、佐藤副代表からコメントですか、それをいただいたものを、今日、目にしたわけでございますけれど、まず平成28年6月に再編ビジョンとこのを立てられているわけですよ。そこから3年たった今、なぜ今という単純な疑問ですが、さっきの、なぜ副代表というふうなところと同じでありまして、何で今なんだというふうに、単純なことです。

そういった中で、教育委員会としては、答申書を踏まえて議論してきたというふうに、私も教育委員会に在籍していなかった部分の会議録は見させていただいておりました。そして、改めてこの審議会の部分についても、会議録を読んだり、そして会議の中の休憩の中での委員さん方との懇談なんかでも、ちょっとよみがえってきまして、いろいろとありました。

ただ、委員さん方が、全てが、全員の方で出した結論がその答申だというふうに捉えておりますけれど、やはり、意見としてはいろいろな意見があったという部分はございました。例えば、統合中学校の部分について、新設も考えられるというふうな文言という部分については、最初は入っていたんですね。そういった部分が削除した経過もあったわけです。その経過の内容というのは、会議録とか何かにもある部分もありますけれども、思いが途中で切れているなというふうなご意見も中にはあったように記憶しております。

その中で、じゃあ最終的に教育委員会では、この答申書を参考にして、教育委員会ですっきり立ててくださいよと、教育のために頑張ってくださいよと。ただ私たちが考えられる部分については、長期見通しとして、どう考えても5年先ぐらいまでしか考えられないんだというふうな内容であったと、私は記憶はしています。

ただ、そういうふうに言いながらも、南郷の部分についてのことをとってみれば、建物とか何かは、まだ十分使えるとか、児童生徒数の問題もそうでしたけれども、新しいタイプのものを考えてはどうですかというふうな意見として出て、答申の中にもそれはあったということでございますが、それらを全て教育委員会として把握した上で、いろいろなビジョンを立てるまでの協議はされてきたというふうに、私も思っています。

ですから、何ら法律に違反しているというふうなことで、ここに書いてありますけれども、果たしてそうなのかなというふうに疑問も感じているところもございます。まして、今日、先ほど見させていただきまして、これ一つ一つの問題を見ましても、なかなか、そういうふうにお考えなんですかというふうに思うしかないんですね。具体的には、こういうことを思っただけなんですというふうな部分も、確かにございます。

ですが、やはりそこまで踏み込んで人の心の中まで見ることは、どうしてもできないものですから、今日初めて、こうやって見させていただいて、課長のほうでまとめていただいた部分、改めて見えています。

そういった中であっても、この請願の部分について、これから扱うということになりますと、先ほど言いましたように採択なのか、不採択なのか、一部採択なのかというふうに尽きる、最終的な結論としてはですね、請願の部分にはなるというふうに思います。

したがって、この部分につきましては、今日ここで請願をこうしましょうというふうに議案として私のほうで出しておりませんので、次の会議、26日の定例会には議案としてになると思うんですが、出させていただくことに考えたいと思うんですが、いかがですか。委員さん方との、これから協議もありますけれども、考え方として。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） よろしいですか。まず、請願と、あとは照会ということでいただいております。それで、照会のほうに、中ほどの部分の下のほうの部分なんですけれども、「上記について教育委員会はどのような見解を持つのか文章にて回答願います」ということで、あと期日は4月22日ということを書いてございます。

これは照会の中で、教育委員会の見解を文章でというようところがございまして、まず一つは請願の部分と、この照会に対する取り扱いの部分というところを、しっかりと整理をして、そしてお答えをさせていただく必要があるのかなと考えるところでございます。

○教育長（大友義孝） そうですね。照会も一緒に、対だと思っていいのかなと思うんですけれども、請願の部分については、これは請願に対して提出者から質疑はできないということが鉄則なので、それで照会という形に変えて提出されたというふうに、私は思うんですよ。そうじゃないかなと思うんですけれども。ですから、この照会の部分についても紳士的に教育委員会としては対応しなければならない。

したがって、これについても、協議はこれと同じ形なので、当然、私のほうでは協議という形で委員会に提案するのではなくて、議案としてどうですかと、教育委員会としての方針、そして回答はこれでよろしいですかというふうなことでやらなくてはならないのかなと私は思うんです。

ですから、いつまでも協議の中で決めましたとか、決定根拠という部分については、あくまでも議案に尽きるというふうに思っておりますので、そういったことにしていかななくてはならないのかなと思っています。

したがって、請願をちゃんと回答させていただきます。それから、照会についても、やるか

やらないのかの2つだとすれば、紳士的にさせていただきますということにしたいと思うんですけれども。1つは、照会の部分を何もしないと、これまでと同じことを何回も質問いただいているのに、ちょっと法律の云々という部分が出てきているので、重みは同じだと思うんですけれども、回答しないということだって、当然あると思うんですけれども、その辺のところ、後藤先生、どうでしょうか。

○委員（後藤真琴） 僕も、教育委員会宛てに来ていますので、教育委員会できちっと審議をして、それで教育委員会を代表する教育長さんが答えていくと。それは、ただ先ほど教育長さんがおっしゃいましたように、今月の22日までには、ちょっと無理なのではないか。それで、26日の定例会で改めて、僕たちももう一度法律に当たって、自分の考えていることが大丈夫かどうか、少し勉強してきて、みんなと一緒に審議したいと思っております。

○教育長（大友義孝） わかりました。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） すみません、1つ補足させていただいてもよろしいですか。

それで、この照会でいただいた文書につきましては、佐藤副代表のほうから、まずマスコミのほう、あとは一部の議員の方、あとは一部の美里町学校教育環境審議会の委員であった方にも、こういうものを提出しているという情報を提供されているということでございます。

そういうこともございまして、やはりしっかりと対応していただきたいと。その結果をそれぞれにお伝えするというのも考えているというお話もいただいておりますので、その辺もお含みいただければなと思っております。よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） わかりました。全くそのとおりですね。教育委員会で議決した部分については、確かにそういうふうに、私のほうからも公的な、公開ですから、それは当然そのようになるんだろうなと思っております。

ただ、その中で、法律云々かんぬんでちょっと気になるのが、これは私たちも法律の専門家ではないんですけども、これどうなの、事務局として、こういったことを、うちのほうでは顧問弁護士さん、多分いると思うんですけども、何か協議とか相談とかしてみましたか。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それで、一応やはり、法律の関係が取り上げられているということもございまして、私のほうから顧問弁護士であります鈴木先生でございますけれども、一応、こういう形で請願・照会が来ているというところで、内容をご説明をさせていただいて、その解釈はいただいているというところでございます。

○教育長（大友義孝） 私、思うのは、私どものほうで請願の処理の会議規則がない中で、うち

のほうでやらなくてはならない。それは、規則がないからとか何とかではなくて、請願というのは憲法に認められた行為だから、憲法上の規定でそれを紳士的に、取り扱い規定とか規約とか、そういうのはないんだけど、やはりやるべきだろうという、それはそのとおりですねという見解でいいということを、そこだけ私は確認したかったんです。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それは、やはり出されたものに対しては、しっかりと対応すべきだという話はいただいております。

○教育長（大友義孝） それについて、私のほうでは法律の見解はこうですと言って、それがどうしても合致しなければ裁判とか、いろいろな闘争とか、いろいろな形で発展していくはずなので、だから、そこまでは私は追求していないのね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） ただ、一応ご説明をして、やはり素人の解釈という、それで進んでいくという、これまたうまくないことですので、やはりいろいろなケースで、その内容を正確に捉えて解釈していく必要があると。ただ、概略を聞いた中では、こういうことだというようなことはいただいているということですので、ちょっと細かく説明も受けておりますので、そこら辺も含めて、もう一度、総務課の法令担当もございますし、そこが窓口になっているんですね、弁護士に相談する際の。そういうところとも、まずしっかりと話をし、内容をしっかりと正確に伝えて、その上で、やはりちゃんとした見解のもとに解釈というか、見解を出していくということが必要になってくるのかなと思っております。

○教育長（大友義孝） なるほど。では、顧問弁護士さんだよ、鈴木先生。（「そうです」の声あり）そこからいただいた部分については、公開できる部分ではないと思うんだ、今ね。（「そうですね」の声あり）だから、そういった部分については、教育委員さんには、こういうふうな見解だったよということは、いずれお知らせしていかなくはないと思うし、その中身、私もわからないので、そういったところ、ただ今日は1点だけ、やはり回答する義務はあるんですかという部分、法律的に、それはあると（「あります」の声あり）いうふうな解釈でいいということですよ。（「はい」の声あり）じゃあさっき、協議してきたような形で、いずれにせよ回答していくという中身に持っていくということで、今日はさせていただきたいと思います。はい、どうぞ。

○委員（後藤真琴） 1つだけ、課長さんをお願いするんですけども、これ、教育委員会宛てに照会も請願も来ておりますので、マスコミ云々とか議員さん云々でなくて、教育委員会が誠実に対応していくんだと、それを回答して、それをまちづくり会議の方々がどう取り扱うかは、まちづくり会議の方々の問題だろうと思っておりますので、その点、誤解のないように、よろしくお

願いたします。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） はい。

○教育長（大友義孝） では、この請願と照会については、議案として次回の会議の中で提案させていただきたいと思いますので、それまでの間に、いろいろ法律関係が今回は明記、もちろん把握されているとは思いますが、委員さん方の意見を頂戴しながら採決という形に次回はしなければならぬということによろしいですね。

○各委員 「はい」の声あり

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） すみません、確認よろしいですか。

それでは、この請願・照会について、これはそれぞれ議案として上げて、それぞれに対しての対応をしていくという理解でよろしいですか。

○教育長（大友義孝） ちょっとそこが、私はさっき対という話をしましたね。請願という部分については、請願者からこちら側に質問する権利はないはずなんですよ。たしかそうだと、ちょっと私、それ調べてみないとわからないんだけど、そういったことだから、逆に照会という形で一緒に対のものとして出されたのかなと私は思っていたんです。

だとするならば、内容が一体のもののような気がしますから、一体のものでいいのかなというふうなこともあります。

ただ、請願のほうについては、さっき言ったような3種類ぐらいしか結論はないと思うので、例えば、採択となれば理由は要らないんですよ。不採択だと、理由がこういうふうな理由でということはありません。一部採択の場合も、たしか理由は必要だったと思います。

ただ、照会の部分は、いただいた部分についてきちっと回答しなきゃいけないということですよ。（「だと思えます」の声あり）だから、つまりはセットのものというふうな扱いだってあり得るんじゃないかなというふうに、そこは整理させてもらっていいですか。どうですか。

○委員（後藤真琴） 2つに、それぞれ答えは同じ、これ内容同じですね。同じ2つ、それぞれ扱って。

○教育長（大友義孝） 議案は別に。

○委員（後藤真琴） うん、議案にしていんじゃないかと思うんですけど。

○教育長（大友義孝） 1つも2つもいいんですけども。

○委員（後藤真琴） これ、照会というのは単なる問い合わせですよ。

○教育長（大友義孝） そう、お尋ねです。

○委員（後藤真琴） ですから、尋ねられたことに教育委員会で、みんなで審議をして答えてい

くという形でいいんじゃないかと思うんですけども。その辺のところ、教育長さん、僕もわからないので、請願と照会との関係、僕、調べてみたいと思いますので。

○教育長（大友義孝） よろしくをお願いします。

○委員（後藤真琴） 教育長さんも、よろしくをお願いします。

○教育長（大友義孝） 私も、もう一度確認をしていきたいと思います。請願の部分は、こうしてほしいという部分、最終的にはですよ、こういうふうにしてほしいということでの請願権という、その中で、例えばその後の展開として採択された、このとおりですねというふうに採択された、その次の展開はどうしていくのかということが、必ずつきます。

それから不採択ですよという部分については、当然、理由をお示しします。そういった部分に関しての議会の扱いというのが、大体わかっているつもりなんですけれど、委員会で扱う部分については、もう一度勉強させていただきたいと思います。

その辺のところ、ちょっと期間をいただきまして、やっていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） すみません、それでもう一つなんぞございますけれども、次回、教育委員会の見解、これにつきましては、例えば事務局のほうで案をおつくりして、それを事前にお配りした上で、そして当日ご審議いただくという形なのかなというふうに、ちょっと私、思っているんですが、そのような形でよろしいでしょうか。

○委員（後藤真琴） そのときに、今日の皆さんの意見を踏まえて案をつくっていくということ

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね、今、踏まえた上で、あとはちょっと内部でも確認しながら、そして案をおつくりして事前にお配りをさせていただいて、当日、あとはご審議いただくというようなところでよろしいでしょうか。

○教育長（大友義孝） お願いします。

私も、このビジョンの見直しをしてくださいという趣旨はわかるんですけども、法律の解釈の部分で、ちょっと時間を貸してほしいということなんですよ、私はですね。それをもう一度確認をしていきたいと思っています。

ですから、憲法上の請願ですから、これは重く、照会も同じですけども、全て軽く見るとか、そういったことではないと一つ言えると思いますので、ただ、事例を見ると、教育委員会に請願を出されたという部分について、皆さんご存じだと思いますけれども、教育委員会の決定事項という部分については、町の決定事項とはやはり違うわけですよ。教育委員会で、こ

のようにしたいというふうに考えて、方針を定めていても、お金のかからない部分については堂々とやることはできると思いますが、お金のかかる部分に関しては、当然、町長の承認も必要ですし、議会の承認も必要であるという部分、ですから3段階必要であるということだけは、町長部局とは違うという点ですね。

これが意見交換会を通して、議員の一般質問にもありましたが、どういうことを感じられましたかというふうな問いがありましたので、こういうことをまず感じましたと、なかなか教育委員会の仕組みという部分については、自分なりに説明しているつもりなんですけれども、やはり難しいステップがあるということをお話し申し上げたところだったわけでございます。

○委員（後藤真琴） 1つだけ、法律が改正されて、今、総合教育会議というのがありますよね。それで、町の教育に関する基本的なものは、総合教育会議で協議をして、一応お互いに理解し合った上で進めていくという形にしないと、その教育会議の意味がなくなりますのでね。

○教育長（大友義孝） もちろん、これまで意見交換会に臨んできた際も、総合教育会議で確認をさせていただいて、そして共通認識として取り組んできたというのが前提ですから。そのような形で、今後も進めていきたいと思っております。

それでは、この請願と照会については、以上のようなことで、今後進めてまいりたいと思っておりますので、よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、再編についての継続協議の部分ですが、まず請願と照会の部分については以上のような協議で、今日は終了させていただきます。

続きまして、これまで意見交換会をさせていただきました。そういった中で、いろいろなアンケートをいただきました。それについて、これから住民の皆さん、関係者の皆さんに、教育委員会としての回答を踏まえて、やはりお知らせしていかななくてはならないと感じておりますので、事務局のほうでいただきました資料、既にお目通しをいただいていると思いますが、まず説明のほうをお願いしたいと思います。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、美里町学校再編についての2つ目ということでございます。

新中学校建設に関する意見・要望等ということについて、ご審議いただきたいと思っております。

恐縮ですけれども、座って説明をさせていただきたいと思っております。

まず教育委員会では、意見交換会に参加できない方、あとは意見交換会に参加し、その説明等に対して意見がある方、あとは意見交換会に参加したが、時間の都合で十分に意見が述べられなかった方、このような方から広くご意見をお聞きするために、アンケート調査を行っているというところでございます。

それで、これまで、まず参考資料として、意見交換会での質疑応答ということで、これは、まだ会議録が整理できていないんですが、事務局のほうで一問一答みたいな形で作ったものを、概略のものを、まず最初にお配りさせていただいていると。ここでまず1つは、意見交換会のやりとり、内容を踏まえていただくという意味でも、お話ししておりますけれども、お配りをさせていただいて、やりとりを確認させていただいているというところでございます。

あともう一つが、前回、どういうアンケート内容であったかということで、どのような意見・要望等が出されているかということについて、取りまとめたものをお配りをさせていただいて、どういう意見が出ているかというところも確認させていただいているというところだと思います。さらには、これは事務局で案として、一通り整理したものをお配りさせていただいて、その内容をご確認いただいているというところだと思います。

それで、本日お渡ししているもの、これはページで言いますと11ページまでということでございますが、これにつきましては、これまでお配りしたものを踏まえて、委員の皆様から修正等のご意見をいただいて、そういうものを整理して、そして作成したものでございます。

それで、この内容について、ご確認をいただいて、ご意見をいただきながら整理を進めていきたいなと思っているところでございます。

それで、この後にも、当然、質問、意見、ご要望がございますので、それを今、事務局でいただいた意見も踏まえて整理を進めているというところでございます。それらにつきましては、でき次第、なるべく早めにお配りをさせていただきたいなと。その上で、内容をご確認いただきたいなと思っているところでございます。

それで、次回、26日に定例会を予定しているというところがございますけれども、それまでに、しっかりと早めに教育委員会の見解の案をお出しさせていただいて、修正等のご意見をいただいた上で、あと26日に正式な形で、全てそろったものをお出しさせていただければいいのかなと思っております。

あとあわせて、やはりこれは一つ一つの意見をしっかり確認しながら、これらのある程度総括して取りまとめた、教育委員会の考えをまとめた文書というものが必要ではないかと考えておきまして、その作成もさせていただいて、次の定例会の事前に、それもお配りさせていた

だいたいで、26日、内容についてご確認、ご審議いただきたいなと思っているところでございます。

まず今日は、この11ページの部分のご確認というところで、お願いをしたいなというところでございます。以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

大分多くの意見、アンケートに回答をいろいろ書いていただいたことに感謝申し上げたいと思いますし、いただいた意見については、教育委員会の見解をやはり示していかなければならないと思っているところでもございます。

これを一つ一つやっていくんですけれども、やはり今、課長から説明がありましたように、まず今日、事務局として、11ページまで整理をつけてみましたというふうな内容ですから、これをですね、11ページだから紙1枚、2ページぐらいずつ刻んで確認をしていきたいなと思うんですけれども、いかがですか。今日はこの11ページ部分を、まずまとめさせていただいて、あとまとめた都度、委員の皆様方に26日までの間に、できた都度、送付させていただいて見ていただくと。最終的には、26日に、教育委員会の見解の部分について整理を最終的にかける、確認をすると。そして、まとめの部分も含めてということでもよろしいですね。（「はい」の声あり）こういったふうにしたいと思うんですが、よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） それではまず、今日は1ページ、2ページをやりたいと思うんですが、ここで随分、9時から2時間もやろうとしていますので、ちょっと5分ぐらい休憩したいと思いますが。

○委員（後藤真琴） その前に、ちょっと確認しておきたいんですけれども、これ、素案をつくるのも大変な作業だろうと思うので、僕も自分でこれを一つ一つ読んで、素案を、教育委員会の考えとちょっと違うんじゃないかとか、チェックしていくのはすごい作業なんですよね。そういう作業をするという意味は、このアンケートに答えてくれた方々に対して、教育委員会の考え方に対して理解を深めてもらうために、こういう、僕にとってはかなりの負担になる作業をしていくんだと、そういうふうな理解で、みんな教育委員会では理解しているつもりなんですけれども、再確認したいんですが、それでよろしいですか。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） はい、全くそのとおりだと思います。やはり、いろいろなご意見がございまして、その中をしっかりと見ていただいて、それに対する教育委員会の考え方をしっかりとやはりお示ししていくと。あと、多くの意見をいただい

ておりますけれども、やはり一つ一つの意見も、いただいたからにはしっかりとお答えして、最終的にはこれも、あとは今後修正していく必要もあると思っておりますけれども、公開させていただいて、見ていただくという形にできればなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○教育長（大友義孝） よろしいですか。

○委員（後藤真琴） はい。

○教育長（大友義孝） それでは、再開は11時とさせていただきます。

では、暫時休憩をとらせていただきます。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時19分

○教育長（大友義孝） では、再開をさせていただきます。

先ほどお話ししましたように、アンケートに対する教育委員会の見解ということで、2ページずつぐらい進ませていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか、左側のナンバーで言いますと1番から9番までのところで、いかがでしょうか。見て、なかなか賛成ができないとか、意見もいただいているようです。

○委員（後藤真琴） これ、僕見ていると、素案を見させていただいて感心したのは、最初に皮肉にとられなきゃいいかなと思ったりもしているんです。「意見交換会に参加していただきありがとうございます」と丁寧に書いてありますよね。次も、「教育委員会の公表する資料等をお読みいただき、教育委員会の新中学校建設に関する考え方をご理解くださいますとありがとうございます」、前につくったときは、全然なかったんですよね。だから、こういうふうな考え方もあるんだなと、一つ教えていただきました。感心しました。ただ、皮肉にとられなきゃいいなという面もあるんですけれど。

○教育長（大友義孝） そういう趣旨で見解を示したわけではなくて、わざわざ意見として書いていただいたわけですから、ですから、それに感謝しますということですよね。

○委員（後藤真琴） そういうふうにとっていただければね、ありがたいんですけれども。

○教育長（大友義孝） ここ、3番目なんか、ここでやはり保護者さんだと思うんですけれども、すごく小学校生活からのギャップになじむことができるのか心配しておりますと、率直なご意

見ですよ、これね。だから、こういったいじめや不登校が多発しないように配慮をお願いしますと、これなんかすごく大事なところですよ。ですから、こういった部分に対して、教育委員会の見解としては、スクールカウンセラーとかソーシャルワーカーとか配置するのはもちろんだけれども、相談できる体制をやって、そして生徒一人一人の心のケアをしていきます。今でもしていますけれども、もっともっと充実させていくということで見解を示したということだから、そこが大事なのかなと思うんですね。

だから、ちょっと私だけ言うのも何ですけども、7番目なんか、賛成はできませんと最後になっています。であっても、いろいろ資料とか説明を聞いた上で、このようなご意見を頂戴したと思っていますので、ただ、教育委員会の、これは考え方をここでしっかりと述べさせていただいたということだと思います。

あと8番目の中の、意見のほうのナンバーで言うと9番目、中段下のほうに、小学校の統合が先ではないかと思うということを、小牛田小学校さんからいただいた意見ですから、小学校の保護者さんもそう感じているということなんですよ、もう既に。

だから、こういった部分に関して、保護者さんも危惧しているところがあるので、小学校の部分についても、いろいろとこれから展開していかなくないと、その中でも小中一貫教育とか、さらには答申にあるとおり、今の中学校区単位の1校の考え方ですね、まだ中学校そのものも成就しないのに、小学校までなかなか並行してというのは難しいところがありますから、こういったところが、思われているというのも初めて知りましたし。

1ページ、2ページ目というのは、そういうところかなと思うんですが、あと、通学手段なんかも、やはり心配されていますよね。

全体的に見て、意見交換会で出されてきた意見と同じような意見というのもあるようですし、意見交換会で出なかったものも、やはりあるわけですからね。

○委員（後藤真琴）　　というか、現在のことに對しての、やはりそういうところも丁寧に答えて
いっていますので。

○教育長（大友義孝）　　どうですか、委員さん、1ページ、2ページ。

もしよろしければ、これを確認させていただきまして、次、3ページ、4ページまでいきますか。戻っても構いませんからね。気づいたときに。

3ページ、4ページ目については、私が思っているのは、やはり意見のナンバーで11番で、いじめの問題がやはり出ていますから、そのところは丁寧な教育委員会の見解として、さっきの意見と同じだと思います。そういったところを心配しているというのは、本当に私どもの

ほうも考えていかなきゃないと思っていますし、それからお叱りをいただいた15番目、意見のほうの15番目で、期日より大幅におくれていることに不満です。全くもってお叱りを頂戴することでありましたが、これはやはり、やるべきことをしっかりやっつけていかなきゃないし、おくれてしまっている部分については、おわびするしかないんですけど、このように思っている方もいらっしゃるかと。

あと大事だなと思う部分、この意見の20番と21番、先生と生徒の関係を強くすることが大切だと、こういったところなんか本当に大事なところなので、働き方改革と言われている中でも、先生と生徒の向き合う時間というのは、やはり長くとる時間の工夫というのが必要なのかもしれませんね。そのあたりは、校長先生なんかとも相談しながら、向き合う時間の確保の取り組みをしていかなければならないなど、改めて思いました。

21番もそうです。子供が安心して学習できる中学校といったところなんかも、ちょっと私が思っているところがこういうことかなと。

どうですか、後藤委員さん。3ページ、4ページ。

○委員（後藤真琴） こう見たら、さっきと一緒に申しわけありません、意見の45のところ、いじめの教育委員会の決意みたいなものを書いてあるんですね。45番の「いじめにつきましては」、意見の45番です。「教育委員会では、絶対にあってはならないという決意で臨んでいきます」と。これ、いじめのところ、全部入れたらどうでしょう。

○教育長（大友義孝） そうですね。入れてください。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） はい。先ほどのところに。意見の11とか。

○委員（後藤真琴） そうです、最初からのいじめの書いてあるところに。

○教育長（大友義孝） 一応、議会で就任のご挨拶のときに、いじめは絶対あってはなりませんと言っていますから。強くやはり、その取り組みもやっているわけだけれども、強く。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） はい。その部分は共通して。

○委員（後藤真琴） 全部入れてね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） はい。

○教育長（大友義孝） 2ページずついくと思うんですけども、今言ったように、11ページまで全体の中でもいいですね。全体的な部分で考えてもらってもいいかな。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） すみません、ちょっと補足というかご説明なんですけれども、やはり通学とかいじめ、こういう部分につきましては、多くの意見を

いただいておりますので、そういうものにつきましては、一応、いただいたご意見、ご要望と
いうか、それに合わせた形ではつくっているんですが、同じような文章で入れさせていただ
いと。違った見解になるのもうまくないので、基本的には、通学に関しては見解を1つま
とめたもの。ただ、遠距離について言われているものについては、そういう部分も入れたり
とか、そういうことで、意見・要望に合わせた形で、なるべく整理をさせていただいて
おりますので、同じ文章が出てくるということになるとは思いますけれども、そういう
ような書き方をさせていただいているということです。

○教育長（大友義孝） 課長さん、まとめ方なんですけれども、今、学校単位とかいただいた区
分、出てきた場所で、今、絞っていますよね。これを項目的な部分、まとめのほうです
けれども、まとめの部分については、項目的にやっていくという形

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） やはり、いただいている意見
の中で、例えば通学の問題であったり、いじめの問題であったりとか、あとは財政
の問題、いろいろな問題がありますので、やはりそういうものを項目立てて、それ
に対しての教育委員会の考え方というものをまとめて、わかりやすくというか、
（「そうだね、そのほうがいいね」の声あり）要約したものを。あとは、今後の
進め方、そういう部分も含めて示していく必要があると思いますので、今後の
予定を含めたもので整理ということになると思います。

○教育長（大友義孝） わかりました。

これ、最終的に全部見解を書いて、そして教育委員会で確認をして、前に話せばよ
かったんですけれども、これをそのまま公表するかどうかという部分と、それから
まとめだけを公表するという部分と、それから公表の仕方、それについてもある
と思うんですね。その部分については、あとで委員さん方と協議をして決めてい
きたいなと思います。

これらは、意見交換会をした際も、よそでどんな意見が出ましたかという部分
はお知らせしていきますと回答申し上げますから、やはり、例えば小牛田小学校
さんから出た部分については、小牛田小学校さんの保護者さんにお出しする
とか、あとは、そのときに不動堂小学校から出た部分とか、そういった部分
を含めてやるかどうかという問題ですね。そこも協議したいなと思いま
した。まずは見解のほうが先だろうと思っております。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） あと、意見・要望の内容
としては、前回に行っているアンケート調査がございますが、やはり大分共通
している部分があるということころでございます。

やはり、そういうところに関しましても、今回、しっかりとお答えするとい
う必要があるの

かなというところでございまして、やはり内容的に同じ質問が来るということは、やはり心配なさっているというか、まだご理解いただけてないというようなところもあると思いますので、そういうご意見に対しましては、やはりしっかりと教育委員会の考えを示して進めさせていただくということが必要なのかなと思っております。

○委員（千葉菜穂美） 何かずっと、少しずつ継続して全部紹介していったらどうなんですか。シリーズ化みたいな。そうしたら、みんな意識がなくならないので、忘れないでずっと考えてくれる。一気にもらっても、「えっ」と言って絶対読まないと思います。少しずつだったら、ちょっとずつ。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） なるほど。今回はこの部分とか。今回はこの部分とか。

○教育長（大友義孝） まずは、「まだ出ないのですか」と言われそうな気もするから、まずは一回やっておいて、そしてシリーズで、ここからここまでみたいにやっていく方法もいいかもしれないですね。

○委員（千葉菜穂美） 震災みたいな、NHKのちょっとだけみたいな。

○教育長（大友義孝） なるほどね。

○委員（千葉菜穂美） そうしたら、「やってないの」とならないと思うんです。

○教育長（大友義孝） そのときに、教育委員会の情報として少し加えたりなんかしてね。なるほどね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね、やはり意見交換会の中でも、情報の出し方というんですか、あと共有をしっかりとしていかなければならないという話が大部分出ておりますので、やはりただ出せばいいという問題でもなくて、やはりそこら辺は工夫をして、なるべく見ていただくと。そしてあと、関心を持っていただいて、あとなるべく盛り上げてというんですか、機運を盛り上げながら、みんなで中学校、美里町の中学校をつくっていくんだというようなところで、やはりしっかりとまとまってといいますか、まとまってという言い方がちょっとあれですけども、しっかりと一つになってやっていく必要があるのかなというふうに思います。

○教育長（大友義孝） 確かにシリーズ化はいいね。

○委員（後藤真琴） 情報の出し方を考えるとね。

○委員（千葉菜穂美） みんな忘れますよね。私も、この間というか、昨日いただいて、「えっ」と思って。パパッと読んで、置いてみたいな、時間かけないと読めないですよ。読み切れな

いです。

○委員（後藤真琴） 例えば、自分でこのアンケートに答えてくれた人なんかは、自分のところ
は見るかもしれませんね。

○教育長（大友義孝） 俺、書いたのに載ってんのかやって、見ますからね、まず一番最初に。
後のほうで、出てくるんでしょうけれども、絶対反対ですという書き方をしている人も中には
あったようですけれども。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね。あとやはり、保護者の方
ですと、新中学校建設に向けた具体的な意見とかご提案とか、そういう部分が多いのかなとい
うところと、あとはやはり、地域というかそういうところによって、大分地域性もあるのかな
と。

あと、一般の住民の方からは、やはりさまざまなご意見をいただいているというところ
です、やはりそういう中身ですね、しっかり確認をして、その上で見解を示していくとい
うことが必要ではないかなと思っていますので。

○教育長（大友義孝） そうですね。田んぼの中学校のことも大分意見・要望としてね。

○教育次長（佐々木信幸） そうですね、いろいろな。

○教育長（大友義孝） だから、この田んぼの中学校については、きっかけとして、農業という
部分が、田んぼだから農業だと思うんだけど、それだけではなくて、地域の人たちが学校
にかかわってもらって、おらほの学校だと言われるような取り組みに発展させたいという1つ
のきっかけとして考えているわけですよ。

だから、その辺のところを最初からバンと、こんなのだめみたいに説明してきたつもりなん
だけれども、なかなかそこまで理解していただけるように、これから努力はしていかなきゃな
いと思っていますけれども。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） すみません、集会所で意見交換会をや
ったときもお話しいただいたんですけれども、例えば、こちらに中学校の農場というんですか、
みたいなものを例えつつくって、そしてそこと連携をしてやるということもいいのではないか
とか、やはりその部分だけではなくて、町全体でうまく連携しながら、うまく町全体で支え
ていくというような方策もご提案いただいたところもありますので、やはりいろいろな方向か
ら考えて、子供たちのためになるように、うまく取り入れてと、そういうところを考えてい
かなければならないのかなと。

○委員（後藤真琴） あと、反対の方、新しい中学校で、学力とどう絡み合うんだと。学力のほ

うがおろそかにならないかという意見、反対の方は。そこもきちっとしておかないと。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） あと、ICT教育をやってくれとか。

○教育長（大友義孝） 新聞やテレビの中で、教育に関する情報というのが、今、往々としてあって、そしてそれぞれの立場で述べる方たちのご意見というのは、それぞれの考えがあるようで、例えばある方からいただいた麴町中学校の取り組みなんかも、宿題をやめにしたとか、テレビで放映されていましたし、それから、文部科学省の先日の発表を見ると、小学校5年生まで専科教員の配置をしたいので諮問をするというような内容とか、いろいろ出てきているわけです。

そういった中で、南郷地域においては小中一貫校、一貫教育というよりも、一貫校とよく皆さん言われているんだけど、一貫校の検討をしてくださと言われてはいるんですけども、この検討については、教育委員会としては、今までの、どうやったらできるかという検討という部分については、なかなか難しいんですよ。ですから、具体的なそれだけのための協議というのは、多分、なかったのかなと思うんです。ただ、いろいろな委員会として会議記録が残るような場面ではないところでは、あるわけですよ。後藤先生も、バスの中でいろいろな話をしたとかというのはあるんですけども、全てが会議記録の中には記録としては残ってない。だから、見る人が見れば、教育委員会としては協議してないのではないかととられてしまっているわけですよ。

だから、ただあえて言うならば、平成28年3月だったでしょうか、小中一貫校の取り組みについて、やはり縦の連携、横の連携といういろいろな部分を考えたときに、導入といいますか、小中一貫教育という部分については望ましい姿であるし、今後それは取り組んでいかなければならないものであるということだと思いますね。

ただ、小規模校での小中一貫教育が果たしてできるのかという部分になると、中学校は中学校で学級数に応じて職員定数というのは出てきますから、その中でも、職員定数の中で分ければ、本教員と講師の先生というふうになってきます。その割合が大規模校と比較すれば、やはり少ないわけですよ。そうすると、数学の先生が学校にお一人だけ、国語の先生がお一人だけ、体育の先生は3校持ち回り、美術の先生もそう、技術の先生も3校持ち回り、そういうふうな状況下が、今現在のわけですよ。

そういった中で、小中一貫教育といった場合に、メリットとして出されているのが、中学校の正課教員の先生が小学校に行って、乗り入れ授業をやるということになるわけですよ。それがメリット。それから、小学校の先生が中学校へ行って、例えば国語の授業はこういうふう

な指導方法で、子供たちにやっているのと、そういった部分を勉強していったりとか、そういった部分については、いろいろな形で住民の皆様も知られていると思うんですね。

ですから、そういったことが可能なかどうかという検討をしたときに、まずもって、中学校の先生が自分一人しかいないのであれば、自分の置かれている中学校だけを見ているので、すごく窮屈なわけですよ。そういったところで、小学校まで行けるのかということ、やはり課題は残る。だから、そういった部分を解消するためには、大きくした上で小中連携というふうな部分に持っていかなきゃいけないんじゃないのかなという判断のもとで、いろいろ出されてきたんだと私は思っているんですよ。

ただ、それを小規模校でもできるよというような取り組み方法を考えたときに、どういう方法があるのかというのは、やはり先生の数しかないし、お金の問題に発展するわけですね。だから、そこをどのようなクリアの方法があるとか、住民の皆さんもいろいろ考えているところがあると思うんです。だから、もしかしたら住民の皆さんから意見が、そういうふうなプランが出てくるかなと、少しは期待したところもあったんですけども。

○委員（後藤真琴） 具体的な提案はないんですよね。これ、教育委員会としては、3校を1校にするのは、基本的には子供の数が少なくなって、それで今、教育長さんがおっしゃったようなところもあるし、それから部活動も不十分な格好になると。それをどうしたらいいのかということで、3校を1校にすると。南郷の小中一貫校の場合には、子供の数が減っていったら、小中一貫校にしても、この環境審議会の答申の3クラス以上が望ましいとか、そういうことは、まず不可能なんですよ。1クラスの数もどんどん減っていく、それにどう対応するかと。小学校の数も1クラス10人ぐらいになって、60人、それで中学校も同じですよ。それにどう対応するのか、小中一貫校にしてくださいという方々、その辺のことを提案していただければね。

○教育長（大友義孝） そうですね。いろいろな会があるようですが、その会の中の部分については、小中一貫教育について勉強していきますというように書かれてあったように思うんですね。一生懸命、そういった会の皆さんや住民の皆さんと協議をして、いい方向にいけばいいのかなというふうに思うところがございます。

私は、こういった、今日は11ページなんですけれど、この教育委員会の見解ということで、物すごくこれはいいんじゃないかなというふうに思っておりますし、また、でき上がった都度、委員の皆さんに配付させていただきますので、最終的にも確認をしたいと思いますから、気づいた都度、委員会の事務局のほうにお知らせいただきたいと思いますので、今日は以上でよろ

しいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、今後も、あと数十ページ残っているわけですが、その辺の見解も整理をしながら進めていきたいと思います。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） すみません、1点だけ確認を。

○教育長（大友義孝） どうぞ。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それで、いずれももとの素案を見ていただいて、このような確認をしていただいて、確認作業というような形になるのかなど、見ていただいていますので。あとちょっと誤字脱字ですね、私も気づかず、例えば一番最後のページのナンバーでいくと54ですけども、「新中学校建設に関する保護者等との情報共有は重要です」となっていたり、間違っている部分がございますので、こういう部分については、しっかり見て訂正をさせていただきたいなど。あと、随時お出しさせていただきますけれども、それはご確認をいただいて、繰り返しになりますけれども、大体、内容的に傾向とかそういうものも把握していただけるというところになるのかなど。ですので、大体確認をさせていただいて、やはり取りまとめたものを、こういうものを踏まえてつくったものを、しっかり見ていただいて、そしてそれをしっかりお示ししてという形で進めさせていただきたいということで、繰り返しになりまして申しわけないんですけども、そのようなことで進めさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員（後藤真琴） 僕も、3分の2ぐらいしか見ていないんですけども、全部見てない、まだね。それで、気がついたのは、課長さんは役所に長く住んでいるから、役所の言葉遣いが多いので、僕にはちょっとなじめないなというような、僕は感じてたりしていますので。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そのあたり、ちょっとお話をいただいて。なるべく役所言葉にならないように。気をつけなきゃいけないですね。

○委員（後藤真琴） それから、感心したのは、できるだけアンケートに答えてくれた人の言葉を尊重しながら書こうとしている。それから、反対の意見の人には丁寧に、教育委員会の考え方を説明しようとしていると。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） こちらこそ、ご意見いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、今課長からいろいろお話がありましたし、後藤委員からもお話がありました。今後も教育委員会として見解を示していくことになりますので、どうぞ一つ一つご覧いただいて、ご意見を頂戴したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、平成31年4月教育委員会臨時会を、以上をもって閉会させていただきます。

大変お疲れさまでございました。

午前11時19分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課藤崎浩司が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和元年7月24日

署名委員

署名委員
